

指定難病・特定疾患の医療費助成

小児慢性特定疾病の医療費助成 の申請手続きには

『個人番号（マイナンバー）』が必要です



愛称：マイナちゃん

平成28年1月1日から、個人番号（マイナンバー）の利用が開始されました。

これに伴い、指定難病、特定疾患及び小児慢性特定疾病の申請や届出にはマイナンバーの記載と窓口における本人確認が必要となりますので、必要書類をご持参の上、手続きを行ってください。

1. 「個人番号の確認」と「身元の確認」をします。

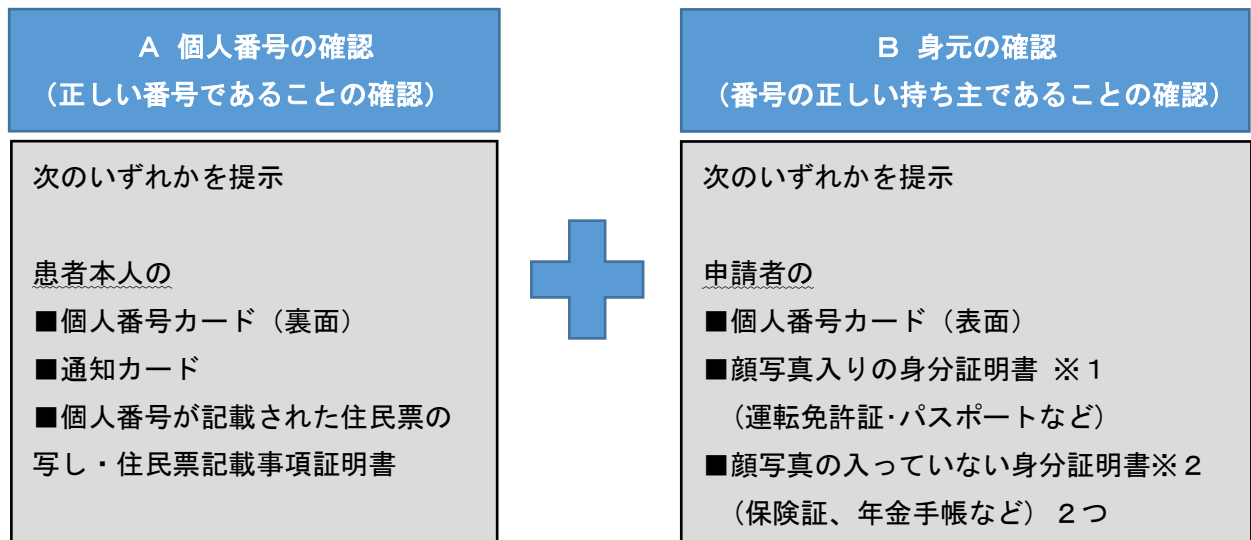


【必要書類】

① 申請者が『患者又は保護者』の場合

患者本人の「個人番号の確認」と申請者の「身元の確認」のために、次の書類が必要です。

注) 患者が18歳未満、もしくは小児慢性特定疾病の場合は保護者が申請者となります。



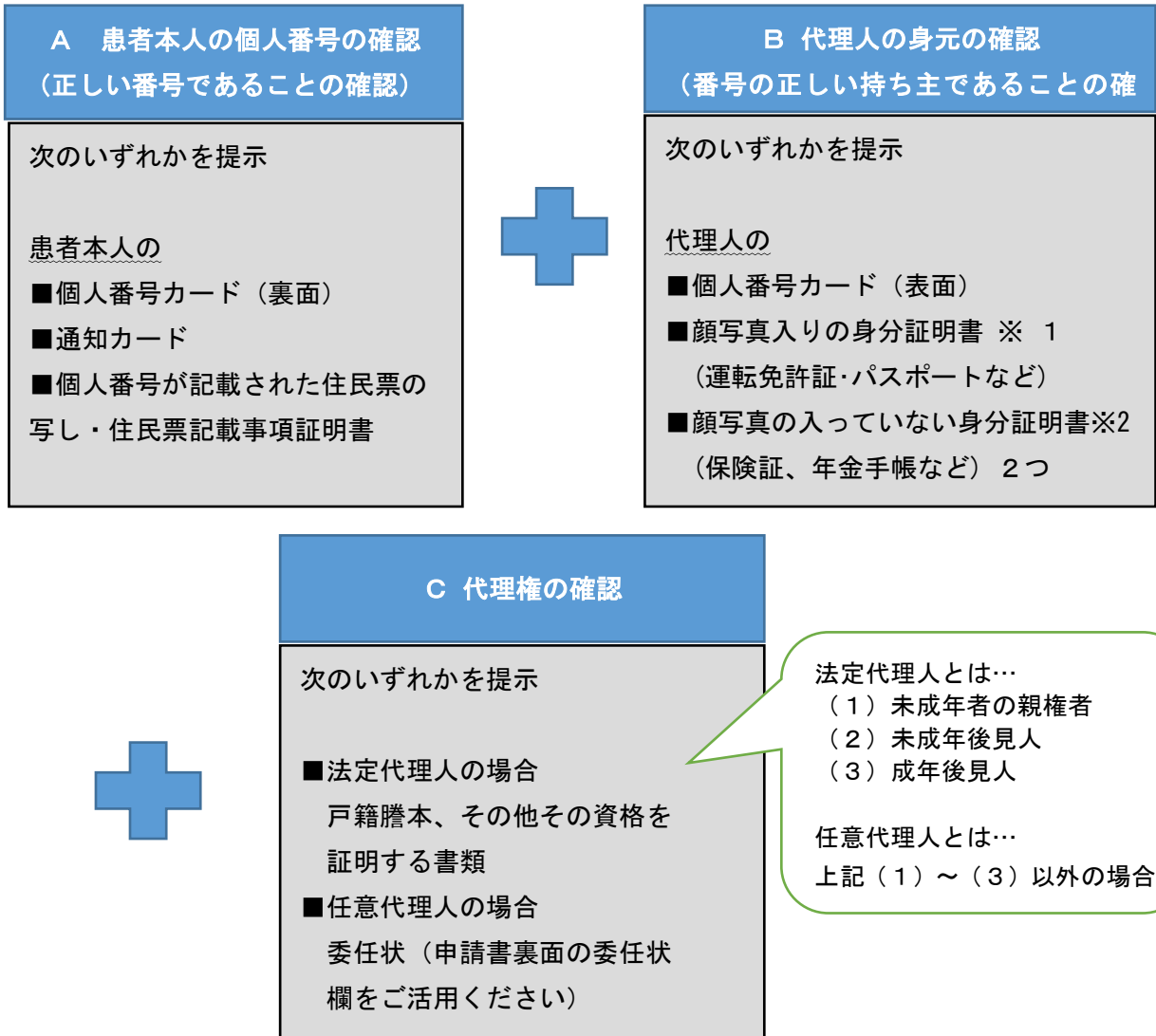
※1 顔写真入りの身分証明書 次のいずれか1つの提出が必要	※2 顔写真の入っていない身分証明書 次のうち、2つの提出が必要
運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、 療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、 その他官公署が発行した顔写真付きの書類で「氏名」と「生年月日または住所」が記載されている書類	医療保険被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、 特別児童扶養手当証書、特定医療費（指定難病）受給者証、 特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、 その他官公署が発行した顔写真付きの書類で「氏名」と「生年月日または住所」が記載されている書類

②申請者が『患者又は保護者』以外(=代理人)の場合

患者本人の「個人番号の確認」と申請者の「身元の確認」に加え、代理人の「代理権の確認」のために、次の書類が必要です。

注) 窓口への提出代行のみの場合は、前ページ①の取扱となります。

例：申請者は患者本人で施設職員が窓口への提出のみを行う場合



2. 申請書や届出、世帯調書に個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。

新規申請、変更申請、更新申請、変更届を提出する際には、患者、申請者及び支給認定基準世帯員(同じ医療保険に加入している世帯員全員)のマイナンバーの記入が必要です。

支給認定基準世帯員のマイナンバーは窓口において番号の確認を行いませんので、記載に当たってはお間違えのないようご注意ください。

3. 住民票等の添付書類は引き続き必要です。

平成28年1月の番号法施行に伴い、マイナンバーの記載をお願いしていますが、当面の間は、道と市町村等との間で住民票や所得に関する情報のやりとり(情報連携)を行うための準備期間とされています。

情報連携の本格開始までに行う申請や届出については、これまでとおり住民票や所得課税証明書等の添付が必要となりますので、ご理解をお願いします。